

JICAボランティア選考支援業務における民間競争入札実施要項(案)に対する意見募集への回答及び対応

意見募集期間：2015年9月2日～9月16日

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
1	実施要項(案)	P. 10	2. (5) へ、これらのサービスの質を確保するための体制の構築	「人員交代等が発生する場合は、後任者の氏名、所属部署、連絡先及び経歴を当機構に提出し、承諾を得ること。」また「特別な理由がない限り前任者と後任者が並行して業務に従事する期間を設けるものとし、当該期間について、受託事業者は事前に当機構と協議し、承認を得ること。」とあるが、この仕組みには偽装請負の疑いが認められる。東京都労働局が作成している「請負・業務委託を適正に行うために」によると「請負業務について労働者の人数・配置・入選その他の変更は注文主の指示・承諾を受けることなく請負事業者が決定していること。」明記されている。	当方としては人員交代が発生したとしても、委託している業務が適切に運営されていれば問題はありませぬ。しかしながら、本業務の遂行については当機構と受託者の協力が不可欠であることから、人員交代及び後任者については1か月前までに事前連絡を行う、という形に変更します。なお、当方の承諾を得る必要はありませんが、後任については同等以上の資格・経験を持っている者が配置できるよう配慮をお願いいたします。	有	実施要項(案) 2. (5) へ、を以下のように変更。 (修正前) 「人員交代等が発生する場合は、後任者の氏名、所属部署、連絡先及び経歴を当機構に提出し、承諾を得ること。」 また、受託事業者は、人員交代等にあたって、それまで蓄積されてきた当機構の業務やデータベース等に関する知識、ノウハウ等が後任者等に確実に引き継がれるよう留意し、本業務の実施に支障が生じないようにする。この場合、特別な理由がない限り前任者と後任者が並行して業務に従事する期間を設けるものとし、当該期間について、受託事業者は事前に当機構と協議し、承認を得ること。」 (修正後) 「人員交代等が発生する場合は、円滑な業務実施のために1か月前までに当機構に事前連絡を行うこと。当機構の承認は不要であるが、後任者については、同等以上の資格・経験を持っている者が配置できるよう配慮すること。また、受託事業者は、人員交代等にあたって、それまで蓄積されてきた当機構の業務やデータベース等に関する知識、ノウハウ等が後任者等に確実に引き継がれるよう留意し、本業務の実施に支障が生じないようにすること。この場合、特別な理由がない限り前任者と後任者が並行して業務に従事する期間を設けるものとし、当該期間について、受託事業者は事前に当機構と協議し、承認を得ること。」
2	実施要項(案)	P. 11	2. (7) 契約の形態及び支払口、委託費の支払い	「機構は、各四半期の業務が完了した時点で、民間事業者からの報告に基づき、以下の経費について、機構の規程等に基づき実費を支払う。」とあり、民間業者が委託費を立て替えた後に機構に請求することを前提としているように見受けられるが、立て替え委託費が高額になることが考えられ、中小の民間業者参入の障害となる。JICAにある概算払い制度の適応を認めることにより、より多くの企業が参入可能になる。	業務を実施することとなった受託者にて銀行保証を取っていただければ、4割までの前払いは可能です。支払方法については、受託者が決定し、契約書を締結する時点で決定させていただきます。	無	
3	実施要項(案)	P. 14	5. (3) 企画書の内容へ、業務実施体制及び業務従事者【様式3】	「b. 総括者名、主任名及びスタッフ名と役割分担」とあるが、評価対象となる業務従事者の情報を求める必要はあるが、それ以外のスタッフ全員の名前と役割分担を応札時点で明記させることは、民間業者の負担増につながる事柄であり、特に新規参入を阻害する要因と考える。	応札時点で全員を雇用することは困難であることは理解できますので、評価者である総括者及び主任の情報のみを対象にすることとします。合わせて【様式3】についても変更します。	有	実施要項(案) 5. (3) へ、を以下のように変更。 (修正前) b. 総括者名、主任名及びスタッフ名と役割分担 (修正後) b. 総括者名、主任名及びスタッフ名と役割分担  実施要項(案)【様式3】(P. 74) も合わせて以下のように変更。 3. (1) 2) 全体責任者(総括主任)名、主任名、スタッフ名と役割分担 3. (1) 2) 全体責任者(総括主任)名、主任名、スタッフ名と役割分担
4	実施要項(案)	P. 38-41	別紙5-③-2	長期ボランティア、短期ボランティアの両業務フロー全体を通じて「甲が別途指示する」、「甲の承認を得る」、「甲に確認」等の事項が多く、業務遂行途中で甲の事細かな指示・承認を仰ぐ業務形態は偽装請負の疑いがあることと、民間事業者のノウハウが活用できる仕様となっていない。また、各項目において「その他上記に付随する業務」が含まれるなど、実施要項に具体的な業務指示が示されている箇所が極めて少ないため、経費の算出が困難であり、新規参入の障害となっている。 全体を通じ、業務の構造が非常に複雑なため、時系列に業務フローが示されると内容がより分かりやすい。	本業務はタイトルが示しているとおり「選考支援委託業務」であり、「選考」そのものを委託するのではなく、同業務の支援を行っていたく委託業務となっております。 その詳細につき、時系列の業務フローについては、別紙5-③-1に、具体的な業務内容については別紙5-③-2に時系列に記載しているところですが、委託業務はいずれも機構の業務と明確に区分し、事業者自らの業務として実施するものであり、御指摘にはあたらないと考えます。 なお、「その他上記に付随する業務」については別紙5-③-2に記載しているもの以外は、発生することに機構、受託者の双方で確認し、必要に応じ、契約変更等の対応をすることとします。また実際に業務を実施することになった受託者が事業を実施していくなかで、業務マニュアル等を作成し、その業務フローのなかで具体的に提言を提示しつつ、当機構に承認を得るような形も取ることができると考えております。	無	

5	実施要項(案)	P2. 及びP38-41	2. (3) 委託業務の内容及び別紙5-③-2	<p>「本業務には主業務である「ボランティア選考支援業務」に加えて、「現行事業者からの業務引き継ぎ」、「次期事業者への業務引き継ぎ」、「ボランティアシステム更改に係る支援業務」という業務が含まれている。」とあるが、別紙5-③-2によると「ボランティア選考支援業務」について、現行業務の仕様書と比較して、より作業量が増加していると思われる。増加した作業量若しくは総数量は、新規参加者には算出し辛いので、人/月で表すことにより分かりやすい仕様書になると考えられる。</p>	<p>現行事業者は2016年3月31日までの契約となっているため、同事業者から業務を引き継ぐために期間として1か月間見込み、契約開始日を2016年3月1日としております。またボランティアシステム更改にかかる支援業務については、P8に2人月を見込むよう既に提示させていただいております。さらに次期事業者への引継については、異なる事業者が次期事業者となった場合のみ発生するものですので、その時点で契約変更の対応いたします。</p> <p>次に現行作業量から増加している、とのこと指摘ですが、実際には現行業務で対応していただいているものを、新規参加者にとっても分かりやすく明文化したものです。したがって全体業務量として増加しているとは認識しておりません。新規参加者にとっては別紙1~4の経費、人員、選考業務の実績等、別紙5の従来の実施方法を参考にゼロベースで検討いただくものと考えておりますので、具体的な総数量を示す必要があると認識しておりません。</p>	無	
---	---------	--------------	-------------------------	--	---	---	--